長時間にわたる時間外労働等から労働者を保護するための労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案要綱

- 第一 労働基準法の一部改正(第一条関係)
 - 一 労働時間管理台帳(労働基準法第百七条の二関係)

使用者は、各事業場ごとに労働時間管理台帳を調製し、各労働者について労働した日ごとに、始業及び終業の時刻、時間外及び休日の労働の時間数その他厚生労働省令で定める事項を記入しなければならないものとすること。

二 労働者名簿等の閲覧(労働基準法第第百八条の二関係)

使用者は、労働者から、労働者名簿、労働時間管理台帳及び賃金台帳(いずれも当該労働者に係る部分に限る。)の閲覧の請求があったときは、その閲覧を拒んではならないものとすること。

- 三 罰則の整備(労働基準法第百二十条関係)
 - 1 労働時間管理台帳若しくは賃金台帳を調製せず、又はこれらに記入すべき事項を記入せず、若しくは は虚偽の記入をした者に対する罰則を設けるものとすること。

- 2 二に係る罰則を設けるものとすること。
- 第二 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正(第二条関係)
 - 一題名の改正題名を「労働時間の短縮の促進等に関する臨時措置法」に改めるものとすること。
 - 二 法律の目的の改正(労働時間の短縮の促進等に関する臨時措置法第一条関係) 労働者のゆとりある生活の実現と国民経済の健全な発展に資するための手段として、時間外及び休日 の労働の適正な管理及び削減のための措置を講ずることを加えるものとすること。
 - 三事業主の責務(労働時間の短縮の促進等に関する臨時措置法第二条関係)
 - 1 事業主は、労働時間の短縮を計画的に進めるため、段階的な休日数の増加又は時間外労働の削減その他の必要な措置を講ずるように努めなければならないものとすること。
 - 2 事業主は、時間外及び休日の労働(以下「時間外労働等」という。)が適正に行われるようにする ため、時間外労働等の実態の把握その他の必要な措置を講ずるように努めなければならないものとす ること。

- 四 時間外労働等管理規程の作成等(労働時間の短縮の促進等に関する臨時措置法第十三条の三関係)
 - 1 事業主は、常時十人以上の労働者を使用する事業場ごとに、時間外労働等の適正な管理及び削減の ための措置に関する規程(以下「時間外労働等管理規程」という。)を作成し、厚生労働大臣に届け 出なければならないものとすること。当該時間外労働等管理規程を変更したときも、同様とすること。
 - 2 時間外労働等管理規程には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとすること。

時間外労働等の実態の正確な把握のために必要な措置に関する事項

時間外労働等に係る割増賃金の算定及び支払に関する事項

時間外労働等に係る割増賃金が支払われない場合に労働者が当該割増賃金の額に加えて支払を請求することができる金額に関する事項

時間外労働等の適正な管理及び削減のために必要な労働者の配置等雇用管理に関する事項

3 事業主は、時間外労働等管理規程を作成するに当たっては、五の1により設置された時間外労働等管理委員会の意見を聴かなければならないものとすること。当該時間外労働等管理規程を変更するときも、同様とすること。

- 4 事業主は、時間外労働等管理規程を、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、 書面を交付すること等の方法によって、労働者に周知させなければならないものとすること。
- 5 厚生労働大臣は、事業主が時間外労働等管理規程を適正に作成し、実施するために必要な指針を定め、これを公表するものとすること。
- 6 厚生労働大臣は、1により届け出られた時間外労働等管理規程が著しく不適当であると認めるときは、当該事業主に対してその変更を勧告することができるものとすること。
- 7 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、1により時間外労働等管理規程を届け出た事業 主に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができるものとすること。
- 8 厚生労働大臣は、6又は7による勧告を受けた事業主がこれらの勧告に従わないときは、その旨を 公表することができるものとすること。
- 五 時間外労働等管理委員会(労働時間の短縮の促進等に関する臨時措置法第十三条の四関係)
 - 1 事業主は、四の1の事業場ごとに、時間外労働等管理規程及びその実施状況並びに時間外労働等に 係る労働者の苦情を調査審議させ、事業主に対し意見を述べさせるため、時間外労働等管理委員会を

設けなければならないものとすること。

- 2 事業主は、時間外労働等管理委員会の委員の半数については、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、当該労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならないものとすること。
- 六 報告及び検査(労働時間の短縮の促進等に関する臨時措置法第十三条の五関係)

厚生労働大臣は、四及び五の施行に必要な限度において、時間外労働等管理規程の届出をした事業主に対し、その実施状況等について報告をさせ、又は所属の職員に、当該事業場に立ち入り、帳簿、書類 その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとすること。

七 その他

- 1 四の1、五の1及び六に係る罰則を設けるものとすること。
- 2 法律の廃止期限を平成十八年三月三十一日から平成二十一年三月三十一日まで延期するものとすること。
- 3 その他所要の整備を行うものとすること。

第三 施行期日等

一 施行期日(附則第一条関係)

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行するものとすること。

二 経過措置等(附則第二条及び第三条関係)

この法律の施行に関し必要となる経過措置を定めるとともに関係法律の規定の整備を行うものとすること。